

### 資料3 「吉川市人材育成基本方針」の改定について

#### 1 改定の経緯

平成9年、職員の能力開発を積極的に推進していくため、人材育成に関する基本方針を策定することとされ、国から方針策定にあたっての指針（人材育成基本方針策定指針）が示された。

本市においても、平成19年に「吉川市人材育成基本方針」を策定し、平成30年の改定を経ながら、本方針に基づく職員の育成に取り組んできた。

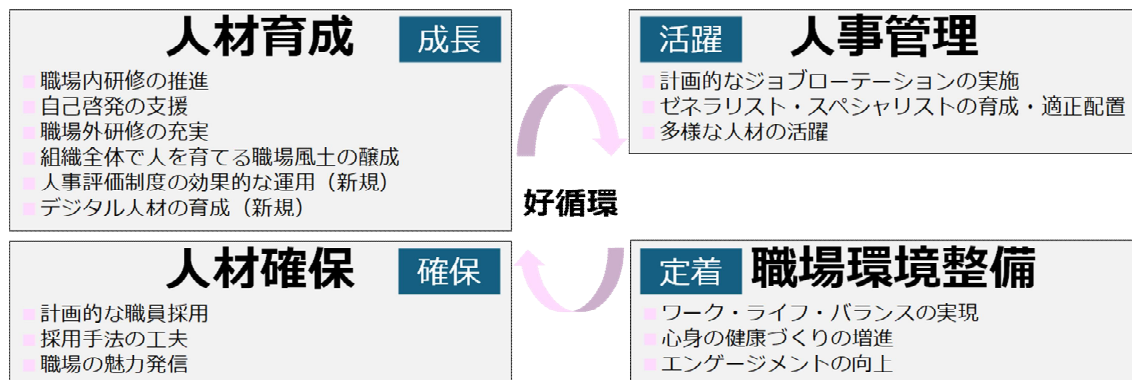
令和5年、地方公共団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、国から新たに人材育成基本方針に盛り込むべき事項が示されたことから（「人材育成・確保基本方針策定指針」、以下「国新指針」という。）、本市においても国新指針を踏まえた見直しを行い、「吉川市人材育成・確保基本方針」として改定することとした。

#### 2 国新指針を踏まえた改定の方向性

##### (1) 包括的な人事戦略として改定

従来の「人材育成」という視点に加え、「人事管理」「職場環境整備」「人材確保」という視点を取り入れ、より包括的な人事戦略として改定し、これらを一体的に推進していく。

4つの要素を有機的に結び付け、**組織・職員の成長につながる好循環**を生み出す。



##### (2) 中長期的な計画との連携

本方針は、「吉川市総合振興計画」を上位計画とし、目指すべき将来都市像を実現するため、市の人事領域全般にわたる理念・方向性を示すものとする。

また、個別の人事関連計画とも連携し、一貫性のある人材育成と組織づくりを推進する上位方針と位置づけるとともに、国新指針や市DX推進計画との整合性を図ることとする。

